

「平成 24 年度税制改正に関する意見」重点項目

平成 23 年 11 月 9 日

日本商工会議所

1. 中小企業等の成長に資する租税特別措置の拡充・恒久化

○経済成長や雇用の源泉である中小企業の研究開発・設備投資等の取り組みを税制面から後押しするため、平成 23 年度末で適用期限を迎える、中小企業の利用度の高い以下の租税特別措置は拡充・恒久化を図るべき。

【中小企業関係の租税特別措置】

- ・ 中小企業投資促進税制（拡充）：測定機器等を対象資産に追加
- ・ 少額減価償却資産の特例（拡充）：本特例により取得した少額資産の固定資産税免除
- ・ 中小法人の交際費の損金算入措置（拡充）：全額損金算入

【企業の活力強化に資する租税特別措置】

- ・ 研究開発税制（恒久化）：上乗せ措置や総額型の税額控除限度額の法人税額 30%の恒久化
- ・ 特定事業用資産の買換え・交換の譲渡所得の特例

2. 中小企業の円滑な事業承継の実現

○更なる活用促進のため、相続税・贈与税の納税猶予制度の適用要件の見直しを図るべき。

- ・ 雇用 8 割要件を満たせなかった場合の納税猶予打ち切り基準の見直し（雇用を維持している割合に応じて税額を納付する制度に見直すべき）

3. 空洞化を阻止し内需拡大に資する税制の拡充

○企業の立地競争力強化のため、固定資産税の負担軽減を図るべき。

- ・ 担税力の乏しい赤字企業や収益性の低い中小企業に過度な負担となっている土地に係る固定資産税の負担水準について、範囲の上限(70%)を60%へ引き下げるべき。
- ・ 国際的にも稀な税制である償却資産に係る固定資産税は廃止すべき。

○事業に対する外形課税であり、企業の成長や雇用を抑制する事業所税は廃止すべき。

○経済波及効果の大きい住宅関連の租税特別措置の延長・恒久化を図るべき。

- ・ 住宅取得および保有の負担軽減のため、新築住宅における固定資産税減免措置の恒久化、住宅用地に係る固定資産税の課税標準特例の維持を図るべき。

4. 中小企業の軽減税率や租税特別措置の利用制限は容認できない

○会計検査院は、「大企業並みの所得のある中小企業の租特等の利用制限」を主張しているが、中小企業の将来に向けた発展を否定し、成長意欲を挫くものであり、容認できない。

以上